

# マイナ保険証か資格確認書をご提示ください

従来の健康保険証の有効期限は終了しました。

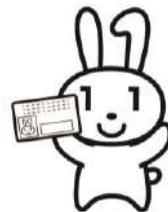
受診時には、マイナ保険証をお持ちの方は「マイナ保険証」を、  
マイナ保険証をお持ちでない方は「資格確認書」をご提示ください。

マイナ保険証をお持ちでない方も、医療機関等でマイナ保険証の利用登録が可能です。  
ぜひマイナンバーカードを持参して利用登録のうえ、マイナ保険証をご利用ください。

## マイナ保険証ならではのメリット

- ✓ 過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられる
- ✓ 突然の手術・入院でも高額支払いが不要になる
- ✓ 救急現場で、搬送中の適切な応急処置や病院の選定などに活用される

健康保険証として利用できるだけでなく、日常生活の中で利用できるシーンが  
広がっています。ぜひ日頃からマイナンバーカードを持ち歩いて、ご活用ください！



## よくある質問

**Q. 障害がある場合、職員の方に介助をお願いしてもよろしいでしょうか。**

**A.** 職員等が、必要な支援を行うことは、差し支えありません。

ご自身でマイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置くことが難しい等のやむを得ない  
事情があり、患者ご本人から希望があった場合に、家族の方や介助者、職員等が患者のマイナン  
バーカードを顔認証付きカードリーダーに置く等の必要な支援を行うことは、差し支えありません。

**Q. 本人が顔認証付きカードリーダーを操作できない場合はどうするのですか？**

**A.** 顔認証のかわりにマイナンバーカード作成時に設定した  
暗証番号を代理人が入力することなどで受付することができます。  
待合スペース等にいるご本人のお顔とマイナンバーカードのお写真を、職員が目視で確  
認する本人確認も可能です。



それでもマイナ保険証ではなく別の方法で  
受診したいときはどうすればいいの？



詳しくは裏面に

# マイナ保険証をお持ちでなくとも 資格確認書によりこれまで通り医療にかかります

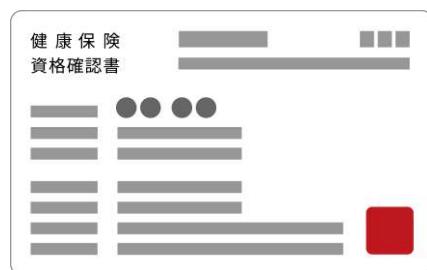
## マイナ保険証を使わない場合の受診方法

- マイナ保険証をお持ちでない方は、「**資格確認書**」でもこれまで通り医療にかかることができます。

一部様式例 ※ 保険者によって様式・発行形態が異なります。

＜はがき型イメージ＞

＜カード型イメージ＞



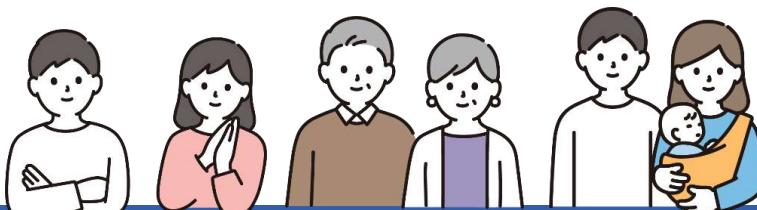
- マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない方には、「**資格確認書**」を申請によらずお届けします。

なお、すでに利用登録されている方であっても、解除された方には同様にお届けします。

- マイナ保険証を持っていても、マイナンバーカードでの受診等が困難な方（ご高齢の方、障害のある方等）は、申請いただくことで、資格確認書を交付します。（更新時の申請は不要）
- 病態の変化などにより、顔認証付きカードリーダーを上手く使えなくなった場合、資格確認書をご使用ください。従来の健康保険証と同様、親族等の法定代理人や、介助者等による代理申請も可能です。
- 後期高齢者医療制度の被保険者には、令和8（2026）年7月末まで有効な資格確認書を交付しています。

## 移行後もご安心ください

マイナンバーカードでのカードリーダーの操作が上手くいかなくても、  
医療費が10割負担になることはありません。



0120-95-0178

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間（年末年始を除く） 平日：9時30分～20時00分  
土日祝：9時30分～17時30分

マイナンバーカードの健康保険証利用についてもっと知りたい方はこちら



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare